

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	我が国の現下の電力市場をめぐる状況に鑑み、電気の小売業への参入の全面自由化及びこれに伴う各種制度の整備等の措置を講ずる政策
担当部局	<p>経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課電力・ガス改革推進室 電話番号：03-3800-0877 e-mail：denryoku-system@meti.go.jp</p> <p>経済産業省商務流通保安グループガス安全室 電話番号：03-3501-4032 e-mail：gasuanzenshitsu@meti.go.jp</p> <p>経済産業省商務流通保安グループ電力安全課 電話番号：03-3501-1742 e-mail：qqnbbj@meti.go.jp</p>
評価実施時期	平成27年2月
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制の目的】 公益事業たる電気事業、ガス事業及び熱供給事業に係る制度の抜本的な改革を行うため、送配電等業務・ガス導管業務の運営における中立性の一層の確保を図るための法的分離、一般の需要に応じ導管によりガスを供給する事業を営もうとする者に係る経済産業大臣の登録制度の創設、熱供給事業者に対する供給義務及び料金規制の廃止、電気事業法等の規定に基づく事務を行う独立性及び高度の専門性を有する新たな行政組織の創設等の措置を講ずること等が必要。</p> <p>【規制の内容と必要性】 ①一般送配電事業者に対する兼業規制の創設 小売電気事業又は発電事業を営むことが電気の使用者の利益を確保するために特に必要であるとして経済産業大臣が認可した一般送配電事業者以外の一般送配電事業者(電気の使用者の利益を確保するために特に必要であるとして経済産業大臣が認可した送電事業者を含む。以下①・②に関する項目において同じ。)に対し、小売電気事業又は発電事業(小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。)を営むことを禁止する規制(以下「法的分離措置」という。)を創設する。</p> <p>②一般送配電事業者に対する取締役等の兼業制限等の行為規制の創設 送配電等業務の運営における中立性を確保するため、法的分離措置と併せて講ずることが必要な規制措置として、一般送配電事業者に対し、①その取締役がグループ内の小売電気事業者や発電事業者の取締役を兼任することを制限することや、②通常の取引条件と異なる条件であって適正な競争関係を阻害する恐れがある条件でグループ会社等と取引を行うことを禁止すること等の行為規制を創設する。</p> <p>③定期事業者検査制度の対象拡大 電気工作物のうち、屋外に設置される機械、器具その他の設備であって主務省令で定めるものを電気事業法第55条第1項に規定する定期事業者検査の対象とする。</p> <p>④ガス小売事業の登録制度の創設及びガス小売事業者に対する行為規制に関する措置 小売供給(一般の需要に応ずるガスの供給をいう。)を行う事業(以下「ガス小売事業」という。)を営もうとする者については、経済産業大臣の登録を受けることを求める制度を創設。加えて、料金その他の供給条件の需要家への説明義務等の行為規制を課す。</p> <p>⑤一般ガス導管事業の許可制度の創設及び一般ガス導管事業者に対する行為規制に関する措置 自らが維持し、及び運用する導管により託送供給を行う事業(当該導管により行う最終保障供給を行う事業を含む。以下「一般ガス導管事業」という。)を営もうとする者については、事業の開始・休廃止に当たって経済産業大臣の許可を受けることを求める制度を創設。加えて、託送供給義務や熱量測定義務等の行為規制を課す。</p> <p>⑥特定ガス導管事業の届出制度の創設及び特定ガス導管事業者に対する行為規制に関する措置 自らが維持し、及び運用する導管により特定の供給地点において託送供給を行う事業(以下「特定ガス導管事業」という。)を営もうとする者については、特定ガス導管事業の開始に当たって、経済産業大臣に届出を行う制度を創設するとともに、二重投資・過剰投資等によりガスの使用者の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、経済産業大臣がその届出内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる環境を整備する。加えて、託送供給義務や熱量測定義務等の行為規制を課す。</p> <p>⑦ガス製造事業の届出制度の創設及びガス製造事業者に対する行為規制に関する措置 自らが維持し、及び運用する一定の要件を満たす液化ガス貯蔵設備等を用いてガスを製造する事業(以下「ガス製造事業」という。)を営もうとする者については、経済産業大臣に届出を行う制度を創設する。また、これらの者のガス製造能力を経済産業大臣が適切に把握する観点から、ガス製造事業者には、事業の開始・休廃止に当たって、その維持・運用するガス製造事業用のガス工作物に係る事項等、必要な情報を経済産業大臣に届け出ることを求めることとする。加えて、ガス受託製造約款によるガス受託製造義務や、液化ガス貯蔵設備の容量等の公表義務等の行為規制を課す。</p> <p>⑧特別一般ガス導管事業者に対する兼業規制の創設 一般ガス導管事業の用に供する導管の総体としての規模が政令で定める規模以上の一般ガス導管事業者(以下、「特別一般ガス導管事業者」という。)(特定ガス導管事業の用に供する導管の総体としての規模が政令で定める規模以上の特定ガス導管事業者を含む。以下⑦・⑧に関する項目において同じ。)に対し、ガス小売事業又はガス製造事業(ガス小売事業の用に供するためのガスを製造するものに限る。)を営むことを禁止する規制(以下「法的分離措置」という。)を創設する。</p> <p>⑨特別一般ガス導管事業者に対する取締役等の兼業制限等の行為規制の創設 導管業務の運営における中立性を確保するため法的分離措置と併せて講ずることが必要な規制措置として、特別一般ガス導管事業者に対し、①その取締役がグループ内のガス小売事業者やガス製造事業者の取締役を兼任することを制限することや、②通常の取引条件と異なる条件であって適正な競争関係を阻害する恐れがある条件でグループ会社等と取引を行うことを禁止すること等の行為規制を創設する。</p> <p>⑩ガス工作物の所有者又は占有者の責務 ガス小売事業、一般ガス導管事業又は特定ガス導管事業の用に供するガス工作物のうち、当該ガス事業者以外の者が所有又は占有するガス工作物について、ガス事業者が技術基準に適合するよう維持するために必要な措置の実施に関し、そのガス工作物の所有者又は占有者に対して、その措置に協力するよう、努力義務を規定する。さらに、当該ガス工作物に関して、技術基準不適合による改修命令等が発出された際に、ガス事業者による措置に、当該所有者等は協力しなければならない旨の協力義務を規定する。また、当該ガス工作物が公共の安全の確保上重要なものであり、改修命令等に当該所有者等が協力せず、ガス事業者の措置に著しく支障が生じている場合には、経済産業大臣は当該所有者等に協力するよう勧告することができることを規定する。</p> <p>⑪事業類型の見直しに伴う消費機器保安に係る業務 現行ガス事業法第40条の2では「ガス事業者(一般ガス事業者、簡易ガス事業者、ガス導管事業者及び大口ガス事業者)」に対して消費機器の周知・調査等の業務を義務付けている。今般、事業類型が見直されることに伴い、ガス事業者のうち適切に実行し得る者に当該業務を担わせるよう所要の改正を行うこととする。具体的には、ガス小売事業者及び最終保障供給を行う一般ガス導管事業者(以下「ガス小売事業者等」という。))に対して、消費機器に係る危険発生防止周知や、技術基準適合性の調査等を義務付ける。さらに、ガス小売事業者は、ガス導管網の維持運用者である一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者(以下「託送供給事業者」という。))に消費機器に関する調査結果を通知することとし、消費機器に係る緊急時対応に関して、ガス小売事業者等に加えて当該託送供給者に対しても義務付けることとする。</p> <p>⑫熱供給事業者に対する規制の合理化 一般の需要に応じ熱供給を行なう事業を営もうとする者に係る経済産業大臣の許可制度を廃止し、登録制度を創設する。加えて、料金その他の供給条件の需要家への説明義務等の行為規制を課す。</p>
法令の名称・関連条項とその内容	<ul style="list-style-type: none"> ○電気事業法 <ul style="list-style-type: none"> ・一般送配電事業者に対する兼業規制及び取締役等の兼業制限等の行為規制の創設<第22条の2～第23条の4> ・定期事業者検査制度の対象拡大<第55条> ○ガス事業法 <ul style="list-style-type: none"> ・ガス小売事業の登録制度の創設及びガス小売事業者に対する行為規制に関する措置<第2章> ・一般ガス導管事業の許可制度の創設及び一般ガス導管事業者に対する行為規制に関する措置<第3章第1節> ・特定ガス導管事業の届出制度の創設及び特定ガス導管事業者に対する行為規制に関する措置<第3章第2節> ・ガス製造事業の届出制度の創設及びガス製造事業者に対する行為規制に関する措置<第4章> ・特別一般ガス導管事業者に対する兼業規制及び取締役等の兼業制限等の行為規制の創設<第54条～第54条の8> ・ガス工作物の所有者又は占有者の責務<第22条等> ・事業類型の見直しに伴う消費機器保安に係る業務<第159条・第160条> ○熱供給事業法 <ul style="list-style-type: none"> ・熱供給事業の登録制度の創設及び熱供給事業者に対する行為規制に関する措置<第2章・第3章>
想定される代替案	<p>代替案1：(①一般送配電事業者に対する兼業規制の創設及び②一般送配電事業者に対する取締役等の兼業制限等の行為規制の創設) 法的分離ではなく、より弱い規制措置である現行の会計分離(一般送配電事業を営む者が、発電事業者又は小売電気事業を営むことは許容するものの、送配電等業務に関する会計を整理させることにより、送配電等業務の運営における中立性を確保する措置をいう。)を存置した上で、差別的取扱いの禁止等の現行の行為規制の監視を強化する</p> <p>代替案2：(③定期事業者検査制度の対象拡大) 政府が定期的な検査に関するガイドラインを策定し、設備の設置者に対して遵守を求める</p> <p>代替案3：④ガス小売事業の登録制度の創設及びガス小売事業者に対する行為規制に関する措置) 登録制度ではなく、より弱い規制措置である届出制度を設けた上で、行為規制については政府がガイドラインを策定し、ガス小売事業者に遵守を求める</p> <p>代替案4：(⑤一般ガス導管事業の許可制度の創設及び一般ガス導管事業者に対する行為規制に関する措置) 許可制度ではなく、より弱い規制措置である登録制度を設けた上で、行為規制については政府がガイドラインを策定し、小売電気事業者に遵守を求める</p>

代替案5: (⑥特定ガス導管事業の届出制度の創設及び特定ガス導管事業者に対する行為規制に関する措置及び⑦ガス製造事業の届出制度の創設及びガス製造事業者に対する行為規制に関する措置) 届出制度を設けず、行為規制については政府がガイドラインを策定し、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者に遵守を求める
代替案6: (⑧一般ガス導管事業者に対する兼業規制の創設及び⑨一般ガス導管事業者に対する取締役等の兼業制限等の行為規制の創設) 法的分離ではなく、より弱い規制措置である現行の会計分離(一般ガス導管事業を営む者が、ガス製造事業者又はガス小売事業を営むことは許容するものの、導管業務に関する会計を整理させることにより、導管業務の運営における中立性を確保する措置をいう。)を存置した上で、差別的取扱いの禁止等の現行の行為規制の監視を強化する
代替案7: (⑩事業類型の見直しに伴う消費機器保安に係る業務) ガス小売事業者に対して消費機器に係る保安業務の実施について、保安業務規程の届出制度を設けず、政府としてガイドラインを作成し、ガス小売事業者にその遵守を求める ※消費機器の所有者・占有者である需要家は、消費機器に関する知識が一般的に十分でないため、ガスに関する知見を有し、需要家と接点のあるガス小売事業者が、引き続き消費機器に係る保安業務を担うことが必要であることから、代替案はない。
代替案8: (⑪熱供給事業者に対する規制の合理化) 登録制度ではなく、より弱い規制措置である届出制度を設けた上で、行為規制については政府がガイドラインを策定し、熱供給事業者に遵守を求める
※規制の内容の⑩については代替案はない。

規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(1)一般送配電事業者に対する兼業規制の創設(①)及び一般送配電事業者に対する取締役等の兼業制限等の行為規制の創設(②)		
	改正案:一般送配電事業者に対して、法的分離措置を講ずるとともに、取締役等の兼職規制等の行為規制を課す場合	代替案:一般送配電事業者に対して、法的分離措置を求めず、会計分離による中立性確保措置を講ずるとともに、差別的取扱いの禁止等の行為規制の監視を強化する場合
一般送配電事業者	・法的分離の実施に伴い、一般送配電事業者には、会社分割等の手続きに係るコスト負担が生じることとなる。他方、法的分離の実施のための分社化に伴い発生する登録免許税については、非課税とする特例を本法案において設けることとしており、分社化に伴う費用負担の一部を軽減することとしている。 ・一般送配電事業者に対する行為規制を新設することにより、各種行為規制を遵守する体制を整備するためのコストや、人事や受委託等に制限を受けることによる事業運営上の負担等が生じることとなるが、「電気供給事業者の間の適正な競争関係を阻害するおそれがない」場合においては、これらの規制を解除する規定としておいておき、競争関係を阻害しない範囲での合理的な兼職や受委託等は許容されることから、過大な負担とはいえない。	・現行の制度においても送配電等業務を営む一般電気事業者に対しては、会計分離が措置されているため、負担の追加は発生しないものと考えられる。 ・他方、差別的取扱いの禁止等の行為規制の監視を強化することとした場合、行政から資料等の提出を求められることにより、業務負担が増大するものと考えられる。
その他の電気事業者	・特段の負担の追加はないものと考えられる。	・会計分離による送配電等業務の運営における中立性確保が不十分にとどまる場合には、送配電網を利用する他の電気事業者の事業活動を阻害するなど、負担となるおそれがある。
国民(電気の利用者)	・特段の負担の追加はないものと考えられる。	・会計分離による送配電等業務の運営における中立性確保が不十分となる場合には、送配電網を利用する他の電気事業者の事業活動を阻害することや電力市場における競争が限定的になること等により結果的に、電気の利用者の利益を損ねるおそれがある。
行政機関	・行為規制に係る省令の策定、規制の執行業務等、一定程度行政機関の負担が発生する。	・会計分離等に係る省令については、すでに策定されているため、行政機関の追加的な負担は軽微になると考えられる。 ・他方、会計分離の下では、一般送配電事業を営む会社が一貫体制を維持することが可能となるが、一貫体制会社における送配電事業と他の電気事業間での内部取引等を監視することは会社間取引の監視に比べ格段に困難であり、差別的取扱いの禁止等の行為規制の遵守状況をより厳格に監視することには、多大なコストがかかるものと考えられる。
(2)定期事業者検査制度の対象拡大(③)		
	改正案:設備の設置者に対して、定期事業者検査を法的に義務付ける場合	代替案:国が定期的な検査に関するガイドラインを策定し、設備の設置者にその遵守を求める場合
設備の設置者(発電事業者等)	・これまででは任意とされていた検査の頻度や内容に一定の法的制約が課せられ、十分な保守対策を現状で採用していない設置者によっては負担が増大する(検査については、既に先進的な検査を導入している事業者の負担増加にならないよう、こうした先進的な事例を参考としながら内容・頻度を規定する予定。)	・現状で十分な保守対策を行っていない事業者がガイドラインに従う場合には、相応の負担が発生する。 ・他方、現状でも十分な保守対策を行っている事業者や、ガイドラインに従わない事業者にとっては、負担は基本的には増加しない。
国民(一般公衆)	・特段の負担は発生しないものと考えられる。	・特段の負担は発生しないものと考えられる。
行政機関	・検査を適切に実施しているかの確認等の行政コストが増大する一方、現状で事故対応として発生している行政コストが軽減されると想定されるため、総体として行政コストは増大しない(今後風力発電設備等が増加する中においては、事故対応コストの軽減により行政コストは減少する可能性が高い。)	・事業者の自主的な取組を促進するための取組や事故対応の行政コストが発生する。 ・今後風力発電設備が増加することが確実な中、こうした行政コストは増加する。
(3)ガス小売事業の登録制度の創設及びガス小売事業者に対する行為規制に関する措置(④)		
登録制度関係		
	改正案①:ガス小売電気事業の登録制度を創設する場合	代替案①:ガス小売事業の届出制度を創設する場合
ガス小売事業者	・ガス小売電気の開始に際し参入規制を課すこととなるため、ガス小売事業者に、登録申請手続に係る書類作成や手続き待ち等のコストが発生する。 ・事業開始の準備をしたにもかかわらず登録が拒否された場合には機会コストが発生する。	・ガス小売事業の開始に際し参入規制を課すこととなるため、小売電気事業者に、届出申請手続に係る書類作成や手続き待ち等のコストが発生する。 ・改正案①と比較すると、届出制の場合、届出を行えば事業を行うことができるため、事業開始の準備をしたにもかかわらず届出を拒否されるといった機会コストが発生することは無い。 ・なお、現行制度において、ガス小売事業に相当する事業を行っている一般ガス事業者・簡易ガス事業者は許可制、ガス導管事業者は届出制による事業規制が設けられているため、既存事業者については、現行制度と比較して過大な負担を強いものではない。
国民(ガスの利用者)	・特段の負担の追加はないものと考えられる。	・届出制の場合、不適格な小売事業者を退出させることが困難であるため、ガスの利用者の利益を損ねる恐れがある。
行政機関	・登録制度の整備に係る省令の策定業務等、一定程度行政機関の負担は発生する。 ・登録の申請に対して審査を行う業務など、一定程度行政機関の負担が発生する。	・現行制度でガス導管事業者・大口ガス事業者に対する届出制度が存在しており、届出に関する省令の策定等を行って行うための行政機関の負担は改正案①と比較して小さくなるものと想定される。 ・届出制の場合、審査を行わず原則として受理するため、改正案①と比較すると登録の審査業務を行う費用はほとんど発生しない。
行為規制関係		
	改正案②:ガス小売事業に対して行為規制を課す場合	代替案②:ガス小売事業に関する、ガイドラインを政府が定めた上で、その遵守をガス小売事業者に求める場合
ガス小売事業者	・説明義務や苦情処理義務、供給力確保義務等については、新たに行為規制が設けられる事となるため、説明、苦情処理、供給力確保等を行う負担が発生する。	・定められたガイドラインに従った説明、苦情処理、供給力確保等の対応を、経済合理性の範囲内で行うこととなるものの、ガイドラインに従うガス小売事業者には、説明、苦情処理、供給力確保等を行う負担が発生する。
国民(ガスの利用者)	・特段の負担の追加はないものと考えられる。	・ガイドラインに従わないガス小売事業者が存在する場合、説明、苦情処理、供給力確保等が適切に行われず、ガスの利用者の利益を損ねるおそれがある。
行政機関	・行為規制に係る省令の策定や、事業者等への周知、規制の執行業務を行う必要があるため、一定程度行政機関の負担が発生する。	・ガイドラインの策定や、事業者等への周知を行う必要があるため、一定程度行政機関の負担が発生する。 ・また、ガイドラインは任意であるため、改正案②と同水準の実効性を確保しようとするれば、ガス小売事業者に対してガイドラインの遵守を働きかけるための負担など、改正案②では生じない負担が発生すると考えられる。
(4)一般ガス導管事業の許可制度の創設及び一般ガス導管事業者に対する行為規制に関する措置(⑤)		

許可制度関係		
	改正案①: 一般ガス導管事業の許可制度を創設した場合	代替案①: 一般ガス導管事業の登録制度を創設した場合
一般ガス導管事業者	<ul style="list-style-type: none"> 一般ガス導管事業の開始、休廃止に際し参入規制を課すことになるため、一般ガス導管事業者には許可申請手続のための書類作成や手続き待ち等のコストが発生する。 事業開始の準備をしたにも関わらず許可が得られない場合には機会コストが発生する。 ただし、一般ガス導管事業の許可制については現行制度と同様の地域独占を想定しており、現状でガス導管事業を行っている一般ガス事業者がそのまま一般ガス導管事業者としての許可を得ることとなる(附則において必要なみなし規定を措置済)。そのため、実態上は事業者にとっての追加的な費用はほとんど生じない。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般ガス導管事業の開始、休廃止に際し参入規制を課すことになるため、一般ガス導管事業者には登録申請手続のための書類作成や手続き待ち等のコストが発生する。 事業開始の準備をしたにも関わらず登録が拒否された場合には機会コストが発生する。 なお、登録制とする場合、要件を満たした事業者は原則登録を認めることとなるため、一地域に複数の一般ガス導管事業者が存在し得る制度となる。そのため、登録を受けた事業者それぞれにおいて、上述の負担が生じることとなる。
その他のガス事業者	<ul style="list-style-type: none"> 特段の負担の追加はないものと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 登録制とする場合、要件を満たした事業者は登録を認めることとなるため、一地域に複数の一般ガス導管事業者が存在し得る制度となる。その結果、導管への接続等に際し、一地域において複数の一般ガス導管事業者と調整を行う必要が生じるため、関連する他のガス事業者にとって負担増になることが想定される。 また、導管への二重投資による託送料金の負担増が生じることが想定される。
国民(ガスの使用者)	<ul style="list-style-type: none"> 特段の負担の追加はないものと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般ガス導管事業者は、供給区域内のガス導管の整備を担い、託送供給義務を負う事業者であるが、登録制とする場合、要件を満たした事業者は登録を認めることとなるため、一地域に複数の一般ガス導管事業者が存在することを想定した制度となる。その結果、ガス導管への二重投資等により、ガス料金の負担増が生じることが想定される。
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> 許可制度の整備に係る省令の策定業務等、一定程度行政機関の負担は発生する。ただし、従来のガス事業法に基づく一般ガス事業者に対する許可制度と同様の業務であることから負担は限定的である。 なお、現状でガス導管に係る事業を行っている一般ガス事業者がそのまま一般ガス導管事業者としての許可を得ることを想定しているため、許可申請の審査に係る行政機関の負担はほとんど生じない。 	<ul style="list-style-type: none"> 登録制度の整備に係る省令の策定業務、登録申請に対する審査業務等、一定程度行政機関の負担は発生する。
行為規制関係		
	改正案②: 一般ガス導管事業者に対して行為規制を課す場合	代替案②: 一般ガス導管事業に係るガイドラインを政府が定めた上で、その遵守を一般ガス導管事業者に求める場合
ガス小売事業者	<ul style="list-style-type: none"> 託送供給義務等の行為規制が設けられることとなり、これらの規制を遵守するための負担が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> 定められたガイドラインに従った託送供給等の対応を、経済合理性の範囲内で行うこととなるものの、ガイドラインに従う一般ガス導管事業者には、託送供給等を行うための負担が発生する。
その他のガス事業者	<ul style="list-style-type: none"> 特段の負担の追加はないものと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインに従わない一般ガス導管事業者が存在する場合、託送供給等が適切に行われず、ガス導管を利用する他のガス事業者の事業活動を阻害するなど、他のガス事業者にとって負担となるおそれがある。
国民(ガスの使用者)	<ul style="list-style-type: none"> 特段の負担の追加はないものと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインに従わない一般ガス導管事業者が存在する場合、託送供給等が適切に行われず、ガスの使用者の利益を損ねるおそれがある。
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> 行為規制に係る省令の策定、規制の執行業務等、一定程度行政機関の負担は発生するものの基本的に従来の電気事業法に基づく一般ガス事業者に対する行為規制と同様の規制内容であることから、負担は限定的である。 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインの策定や、事業者等への周知を行う必要があるため、一定程度行政機関の負担が発生する。また、ガイドラインに従うかどうかは任意であるため、改正案②と同水準の実効性を確保しようとするれば、一般ガス導管事業者に対してガイドラインの遵守を働きかけるための負担など、改正案②では生じない負担が発生すると考えられる。
(5) 特定ガス導管事業の届出制度の創設及び特定ガス導管事業者に対する行為規制に関する措置(⑥)		
	改正案: 特定ガス導管事業の届出制度を創設し、特定ガス導管事業者に対して行為規制を課す場合	代替案: 特定ガス導管事業の届出制度を設けず、政府がガイドラインを定めた上で、その遵守を特定ガス導管事業者に求める場合
特定ガス導管事業者	<ul style="list-style-type: none"> 託送供給義務等については、新たに託送供給義務等の行為規制が設けられる事となるため、追加的な負担が発生する。 特定ガス導管事業者には、届出申請手続に係る書類作成や手続き待ち等のコストが発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> 定められたガイドラインに従った対応を、特定ガス導管事業者の経済合理性の範囲内で行うこととなるものの、ガイドラインに従う特定ガス導管事業者には、託送供給等を行う負担が発生する。
その他のガス事業者	<ul style="list-style-type: none"> 特段の負担の追加はないものと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインに従わない特定ガス導管事業者が存在する場合、託送供給等が適切に行われず、ガス導管網を利用する他のガス事業者の事業活動を阻害するなど、負担となるおそれがある。
国民(ガスの使用者)	<ul style="list-style-type: none"> 特段の負担の追加はないものと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインに従わない特定ガス導管事業者が存在する場合、託送供給等が適切に行われず、ガスの使用者の利益を損ねるおそれがある。
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> 行為規制に係る省令の策定、規制の執行業務等、一定程度行政機関の負担が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインの策定や、事業者等への周知を行う必要があるため、一定程度行政機関の負担が発生する。また、ガイドラインは任意であるため、改革案と同水準の実効性を確保しようとするれば、特定ガス導管事業者に対してガイドラインの遵守を働きかけるための負担など、改革案では生じない負担が発生すると考えられる。
(6) ガス製造事業の届出制度の創設及びガス製造事業者に対する行為規制に関する措置(⑦)		
	改正案: ガス製造事業の届出制を創設し、ガス製造事業者に対して行為規制を課す場合	代替案: ガス製造事業の届出制を設けず、政府がガイドラインを定めた上で、その遵守をガス製造事業者に求める場合
ガス製造事業者	<ul style="list-style-type: none"> ガス製造事業を届出制度とすることにより、事業の開始・休廃止に当たって、ガス製造事業者には届出手続のために必要な書類作成等のコストが発生するとともに、供給計画の策定等の負担が生じる。 ただし、現行制度においてガス製造設備の多くを保有している既存の一般ガス事業者においては許可制が設けられており、現行制度と比較して過大な負担を強いるものではない。 また、行為規制のうち受託製造約款による受託製造義務については、現状でも公正取引委員会と経済産業省の共同ガイドラインにより同様の内容が規定されているところ、法律に基づく規制となるが、ガス製造事業者が維持・運用する特定液化ガス貯蔵設備等が準社会資本的性質を有するものと考えられることを鑑みれば、過大な負担を強いるものではないと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 定められたガイドラインに従った対応を、ガス製造事業者の経済合理性の範囲内で行うこととなるものの、ガイドラインに従うガス製造事業者には、受託製造約款の策定等を行う負担が発生する。 ただし、現行制度においてガス製造設備の多くを保有している既存の一般ガス事業者においては許可制が設けられており、現行制度と比較して過大な負担を強いるものではない。
その他の電気事業者	<ul style="list-style-type: none"> 特段の負担の追加はないものと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインに従わないガス製造事業者が存在する場合、ガス受託製造等が適切に行われず、ガス製造設備を利用しようとする他のガス事業者の事業活動を阻害するなど、負担となるおそれがある。
国民(電気の使用者)	<ul style="list-style-type: none"> 特段の負担の追加はないものと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインに従わないガス製造事業者が存在する場合、ガス受託製造等が適切に行われず、ガス小売業への参入を促進する環境が整備されないこととなるため、ガスの使用者の利益を損ねるおそれがある。
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> 届出制度の整備に係る省令の策定、規制の執行業務等、一定程度行政機関の負担が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインの策定や、事業者等への周知を行う必要があるため、一定程度行政機関の負担が発生する。また、ガイドラインは任意であるため、改革案と同水準の実効性を確保しようとするれば、ガス製造事業者に対してガイドラインの遵守を働きかけるための負担など、改革案では生じない負担が発生すると考えられる。
(7) 一般ガス導管事業者に対する兼業規制の創設(⑧) 一般ガス導管事業者に対する行為規制の創設(⑨)		
	改正案: 一般ガス導管事業者に対して、法的分離措置を講ずるとともに、取締役等の兼職規制等の新たな行為規制を課す場合	代替案: 一般ガス導管事業者に対して、法的分離措置を求めず、会計分離による中立性確保措置を講ずるとともに、差別的取扱いの禁止等の行為規制の監視を強化する場合

一般ガス導管事業者	<ul style="list-style-type: none"> 法的分離の実施に伴い、一般ガス導管事業者には、会社分割等の手続きに係るコスト負担が生じることとなる。他方、法的分離の実施のための分社化に伴い発生する登録免許税については、非課税とする特例を本法案において設けることとしており、分社化に伴う課税負担を軽減することとしている。 一般ガス導管事業者に対する行為規制を新設することにより、各種行為規制を遵守するための体制を整備するためのコストや、人事や受委託等に制限を受けることによる事業運営上の負担等が生じることとなるが、「ガス供給事業者の間の適正な競争関係を阻害するおそれがない」場合においては、これらの規制を解除する規定としているところであり、競争関係を阻害しない範囲での合理的な兼職や受委託等は許容されることから、過大な負担とは考えられない。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の制度においてもガス導管業務を営む一般ガス事業者に対しては、会計分離が措置されているため、負担の追加は発生しないものと考えられる。 他方、差別的取扱いの禁止等の行為規制の監視を強化することとした場合、行政から資料等の提出を求められることにより、業務負担が増大するものと考えられる。
その他のガス事業者	<ul style="list-style-type: none"> 特段の負担の追加はないものと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 会計分離によるガス導管業務の運営における中立性確保が不十分となる場合には、ガス導管網を利用する他のガス事業者の事業活動を阻害するなど、負担となるおそれがある。
国民(ガスの使用者)	<ul style="list-style-type: none"> 特段の負担の追加はないものと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 会計分離によるガス導管業務の運営における中立性確保が不十分となる場合には、ガス導管網を利用する他のガス事業者の事業活動を阻害すること等により、結果的にガスの使用者の利益を損ねるおそれがある。
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> 行為規制に係る省令の策定、規制の執行業務等、一定程度行政機関の負担が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> 会計分離等の係る省令については、すでに策定されているため、行政機関の追加的な負担は軽微になると考えられる。 他方、会計分離の下では一般ガス導管事業を営む会社は一貫体制を維持することが可能となるが、一貫体制会社における導管事業と他のガス事業間での内部取引等を監視することは、会社間取引の監視に比べ格段に困難であり、差別的取扱いの禁止等の行為規制の遵守状況をより厳格に監視することには、多大なコストがかかるものと考えられる。

(8) 事業類型の見直しに伴う消費機器保安に係る業務(11)

	改正案:ガス小売事業者等に消費機器に係る保安業務を義務付け、その実施内容を定めた保安業務規程の届出制度を新たに設ける場合	代替案:保安業務規程の届出制度を設けず、政府がガイドラインを定めた上で、その遵守をガス小売事業者等に求める場合
ガス小売事業者等(ガス小売事業者又は最終保障供給を行う一般ガス導管事業者)	<ul style="list-style-type: none"> 消費機器に係る保安業務を担うこととなるが、現行法においても小売を行うガス事業者に義務付けられており、事業者に追加的な負担を生じることとは実務上ならない。 保安業務規程の届出制度については、追加的な負担が発生する。ただし、保安業務の適切な実施を確保するために措置するものであり、その実施に際して当然に行われる内容を記載するものにすぎないことから、事業者に過大な負担が生じるものではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 消費機器に係る保安業務について左に同じ。 消費機器に係る保安業務の実施には、事業者ごとに、その供給先の消費実態、設備状況に応じた多種多様な対応が求められるため、全国画一的なガイドラインには馴染まない。そのため、定められたガイドラインに従った対応を、ガス小売事業者等の経済合理性の範囲内で行うこととなるものの、ガイドラインに従うガス小売事業者等には追加的な負担が発生する。 また、ガイドラインに従わない託送供給事業者が存在する場合、緊急時対応が適切に行われず、消費機器に起因する災害が波及し、導管網を利用する他のガス小売事業者等の事業活動を阻害するなど、負担となるおそれがある。
託送供給事業者(一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者)	<ul style="list-style-type: none"> 消費機器に係る緊急時対応を行うこととなり、追加的な負担が発生する。ただし、導管網の技術基準適合維持義務が別途課せられていることから、当該導管網の緊急時対応と一体となって実施することが可能であり、実務上大きな負担は発生しない。 また、緊急時対応について保安業務規程の届出を行うこととなるが、適切な実施に際して当然に行われる内容を記載するものにすぎない。さらに、導管網の緊急時対応については、別途ガス工作物に係る保安規程の記載事項となっていることから、それと同様に対応すれば良く、事業者に過大な負担が生じるものではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 消費機器に係る緊急時対応について左に同じ。 消費機器に係る緊急時対応の実施には、事業者ごとに、その供給先の消費実態、設備状況に応じた多種多様な対応が求められるため、全国画一的なガイドラインには馴染まない。そのため、定められたガイドラインに従った対応を、託送供給事業者の経済合理性の範囲内で行うこととなるものの、ガイドラインに従う託送供給事業者には追加的な負担が発生する。 また、ガイドラインに従わないガス小売事業者等が存在する場合、保安業務が適切に行われず、適切な緊急時対応の実施のために必要な情報が提供されないなど、負担となるおそれがある。
国民(ガスの使用者)	<ul style="list-style-type: none"> 特段の負担の追加はないものと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインに従わないガス小売事業者等、託送供給事業者が存在する場合、保安業務が適切に行われず、保安の確保が損なわれ、ガスの使用者の利益を損ねるおそれがある。
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> 規程の記載内容等の省令の策定、規制の執行業務等、一定程度行政機関の負担が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインの策定や、事業者等への周知を行う必要があるため、一定程度行政機関の負担が発生する。また、ガイドラインは任意であるため、改革案と同水準の実効性を確保しようとするれば、ガス小売事業者等や託送供給事業者に対してガイドラインの遵守を働きかけるための負担など、改革案では生じない負担が発生すると考えられる。

(9) 熱供給事業の登録制度の創設及び熱供給事業者に対する行為規制に関する措置(12)

	登録制度関係	
	改正案①:熱供給事業の登録制度を創設する場合	代替案①:熱供給事業の届出制度を創設する場合
熱供給事業者	<ul style="list-style-type: none"> 熱供給事業の開始に際し参入規制を課すこととなるため、熱供給事業者に、登録申請手続きに係る書類作成や手続き待ち等のコストが発生する。 事業開始の準備をしたにも関わらず登録が拒否された場合には機会コストが発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> 熱供給事業の開始に際し参入規制を課すこととなるため、熱供給事業者に、届出申請手続きに係る書類作成や手続き待ち等のコストが発生する。 改正案①と比較すると、届出制の場合、届出を行えば事業を行うことができるため、事業開始の準備をしたにも関わらず届出を拒否されるといった機会コストが発生することは無い。 なお、現行制度において、熱供給事業においては許可制による事業規制が設けられているため、既存事業者については、現行制度と比較して過大な負担を強いものではない。
国民(熱供給を受ける者)	<ul style="list-style-type: none"> 特段の負担の追加はないものと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 届出制の場合、不適格な事業者を退出させることが困難になるため、熱供給を受ける者の利益を損ねるおそれがある。
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> 登録制度の整備に係る省令の策定業務等、一定程度行政機関の負担は発生する。 登録の申請に対して審査を行う業務など、一定程度行政機関の負担が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行制度で熱供給事業者には許可制がとられているため、届出に関する省令の策定等を新たに行う必要がある。 届出制の場合、審査を行わず原則として受理するため、改正案①と比較すると登録の審査業務を行う費用はほとんど発生しない。
	行為規制関係	
	改正案②:熱供給事業に対して行為規制を課す場合	代替案②:熱供給事業に関する、ガイドラインを政府が定めた上で、その遵守を熱供給事業者を求める場合
熱供給事業者	<ul style="list-style-type: none"> 説明義務や苦情処理義務、供給力確保義務等については、新たに行為規制が設けられる事となるため、説明、苦情処理、供給力確保等を行う負担が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> 定められたガイドラインに従った説明、苦情処理、供給力確保等の対応を、経済合理性の範囲内で行うこととなるものの、ガイドラインに従う熱供給事業者には、説明、苦情処理、供給力確保等を行う負担が発生する。
国民(熱供給を受ける者)	<ul style="list-style-type: none"> 特段の負担の追加はないものと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインに従わない熱供給事業者が存在する場合、説明、苦情処理、供給力確保等が適切に行われず、熱供給を受ける者の利益を損ねるおそれがある。
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> 行為規制に係る省令の策定や、事業者等への周知、規制の執行業務を行う必要があるため、一定程度行政機関の負担が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインの策定や、事業者等への周知を行う必要があるため、一定程度行政機関の負担が発生する。 また、ガイドラインは任意であるため、改正案②と同水準の実効性を確保しようとするれば、熱供給事業者に対してガイドラインの遵守を働きかけるための負担など、改正案②では生じない負担が発生すると考えられる。

規制の便益

	便益の要素	代替案の場合
	(1) 一般送配電事業者に対する兼業規制の創設(1)及び一般送配電事業者に対する取締役等の兼業制限等の行為規制の創設(2)	
	改正案:一般送配電事業者に対して、法的分離措置を講ずるとともに、取締役等の兼業規制等の行為規制を課す場合	代替案:一般送配電事業者に対して、法的分離措置を求めず、会計分離による中立性確保措置を講ずるとともに、差別的取扱いの禁止等の行為規制の監視を強化する場合
一般送配電事業者	<ul style="list-style-type: none"> 特に発生する便益は想定されない。 	<ul style="list-style-type: none"> 特に発生する便益は想定されない。
その他の電気事業者	<ul style="list-style-type: none"> 一般送配電事業者に対し、法的分離措置及び各種行為規制を課すことにより、送配電業務の運営における中立性をより一層確保することができるため、他の電気事業者が円滑に送配電網を利用できるといった便益が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> 会計分離措置及び行為規制の厳格な運用により、送配電等業務の運営における中立性確保が確保される場合には、他の電気事業者が円滑に送配電網を利用できるといった便益が想定される。 他方、改正案に比べれば中立性確保が不十分となると想定されるため、便益も改正案に比べて小さくなるものと考えられる。

国民(電気の使用者)	・一般送配電事業者に対し、法的分離措置及び各種の新たな行為規制を課すことにより、送配電業務の運営における中立性をより一層確保することができるため、これにより、多様な小売電気事業者や発電事業者の参入がより一層促進され、電力市場における競争が活性化することで、結果的に、電気料金の上昇を抑制する効果が期待される等の便益が想定される	・会計分離措置及び行為規制の厳格な運用により、送配電等業務の運営における中立性確保が確保される場合には、多様な小売電気事業者や発電事業者の参入が促進され、競争が活性化することで、結果的に、電気料金の上昇を抑制する効果が期待される等の便益が想定される。 ・他方、改正案に比べれば中立性確保が不十分となると想定されるため、便益も改正案に比べて小さくなるものと考えられる。
行政機関	・法的分離措置により、一般送配電事業者と他の電気事業者との取引が全て会社間取引となるため、代替案に比較すると、行為規制の遵守状況の確認が容易になると考えられる。	・特に発生する便益は想定されない。
(2) 定期事業者検査制度の対象拡大(③)		
	改正案: 設備の設置者に対して、定期事業者検査を法的に義務付ける場合	代替案: 国が定期的な検査に関するガイドラインを策定し、設備の設置者にその遵守を求める場合
設備の設置者(発電事業者等)	・現状では、頻発する風車の事故により信頼性が低下し、ファイナンス面でも悪影響が出ているところ、定期的な法定検査が導入されることで、事故の減少が期待されると共に、業界全体の信頼性向上につながり、円滑な事業の実施につながる。	・ガイドラインでは、現状の設備保守が不十分な設置者に対する強制力がないため、結果として左記のようなファイナンス面での悪影響等、事業の円滑な遂行に支障を来している状況は改善されず、便益は乏しい。
国民(一般公衆)	設備の保安レベルが一定水準に保たれるため、設備の近隣の住民等の安全が確保される。	・特段の便益は発生しないものと考えられる。
行政機関	・公共の安全を確保するという電気事業法の目的を適切かつ効率的に達成できる。	・事故の発生の抑止が効果的にできず、特段の便益は発生しないものと考えられる。
(3) ガス小売事業の登録制度の創設及びガス小売事業者に対する行為規制に関する措置(④)		
登録制度関係		
	改正案①: ガス小売電気事業の登録制度を創設する場合	代替案①: ガス小売事業の届出制度を創設する場合
ガス小売事業者	・登録を受けることで、適格性を有する事業者であることが需要家に認知され、営業上のメリットとなると考えられる。	・届出を行っていることで、一定の公的位置付けを得ている事業者であることが需要家に認知され、営業上のメリットとなると考えられるが、改正案①と比較するとその程度は小さいと考えられる。
国民(ガスの使用者)	・ガス小売事業を登録制とすることにより、登録取消を行い得るため、事業者の適格性を確保することが可能となる。これにより、ガスの使用者が適正な事業者から安定的にガスの供給を受けられる等の便益が想定される。	・ガス小売事業を届出制とすることにより、事業者の適格性を一定程度確保することが可能となるが、届出制の場合、不適格な事業者を退出させることが困難なため、改正案①と比較すると、ガスの使用者の便益が小さくなる可能性がある。
行政機関	・特に発生する便益は想定されない。	・特に発生する便益は想定されない。
行為規制関係		
	改正案②: ガス小売事業に対して行為規制を課す場合	代替案②: ガス小売事業に関する、ガイドラインを政府が定めた上で、その遵守をガス小売事業者に求める場合
ガス小売事業者	・特に発生する便益は想定されない。	・改正案②と比較すると、任意であるため、ガス小売事業者にとっての経済合理性を優先することが可能。
国民(ガスの使用者)	・説明義務や需要家からの苦情及び問い合わせを適切に処理する義務を課すことで、ガス小売事業者と需要家間のトラブル発生を回避する効果が期待される。 ・供給力確保義務を課すことにより、ガスの使用者である国民が安定的にガスの供給を受けられる環境が整備される。 ・業務改善命令や罰則により実効性を担保することができる。	・定められたガイドラインに従った説明、苦情処理、供給力確保等の対応をガス小売事業者が行う場合には、電気の使用者である国民が安定的に電気の供給を受けられる環境が整備される。ただし、改正案②と比較すると、ガイドラインに従わないガス小売事業者が存在する場合、ガスの使用者の利益を損ねるおそれがある。
行政機関	・ガス小売事業者に対して説明や苦情処理に関する行為規制を課すことにより、ガスの使用者から行政機関への苦情申し立てが減少することが想定される。 ・経済産業大臣がガス小売事業者に対し、ガスの使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、そのガス小売事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる制度を整備することにより、より確実にガスの使用者の利益や公共の利益の確保が可能となる。	・ガス小売事業者に対して説明や苦情処理に関するガイドラインの遵守を促すことにより、ガスの使用者から行政機関への苦情申し立てが減少することが想定されるが、任意で遵守を求めるものであるため、改正案②と比較すると効果は限定的である可能性がある。
(4) 一般ガス導管事業の許可制度の創設及び一般ガス導管事業者に対する行為規制に関する措置(⑤)		
許可制度関係		
	改正案①: 一般ガス導管事業の許可制度を創設した場合	代替案①: 一般ガス導管事業の登録制度を創設した場合
一般ガス導管事業者	・許可を受けることで適格性のある事業者であることが需要家に認知され営業上のメリットとなると考えられる。	・登録を受けることで適格性のある事業者であることが需要家に認知され営業上のメリットとなると考えられる。
その他のガス事業者	・一般ガス導管事業を許可制とすることにより、許可取消を行い得るため、事業者の適格性が確保され、適正な事業者との取引が可能となる。 ・一般送配電事業を許可制とする場合、地域独占とすることが可能なため、ガス導管網への二重投資の回避が可能であり、託送料金の抑制により送配電網を利用する他の電気事業者に便益が生じる。	・一般ガス導管事業を登録制とすることにより、登録取消を行い得るため、事業者の適格性が確保され、適正な事業者との取引が可能となる。
国民(ガスの使用者)	・一般ガス導管事業を許可制とすることにより、許可取消を行い得るため、事業者の適格性を確保することが可能となる。これにより、安定的なガス供給が実現する等の便益が想定される。 ・一般ガス導管事業を許可制とする場合、地域独占が可能となるため、ガス導管網への二重投資の回避が可能であり、ガス料金負担の減少によりガスの使用者に便益が生じる。	・一般ガス導管事業を登録制とすることにより、登録取消を行い得るため、事業者の適格性を確保することが可能となる。これにより、安定的なガス供給が実現する等の便益が想定される。
行政機関	・特に発生する便益は想定されない。	・特に発生する便益は想定されない。
行為規制関係		
	改正案②: 一般ガス導管事業者に対して行為規制を課す場合	代替案②: 一般ガス導管事業に係るガイドラインを政府が定めた上で、その遵守を一般ガス導管事業者に求める場合
一般ガス導管事業者	・特に発生する便益は想定されない。	・改正案②と比較すると、任意であるため、一般ガス導管事業者にとっての経済合理性を優先することが可能。
その他のガス事業者	・一般ガス導管事業を行うに当たっての禁止行為を定めることで、ガス導管網を利用する他のガス事業者にとって、競争条件の公平性の確保が図られる。 ・業務改善命令や罰則により実効性を担保することができる。	・一般ガス導管事業を行うに当たっての禁止行為を定めたガイドラインに従った対応を一般ガス導管事業者が行う場合には、ガス導管網を利用する他のガス事業者にとって、競争条件の公平性の確保が図られる。 ・ただし、改正案②と比較すると、ガイドラインに従わない場合には不十分となるおそれがある。
国民(ガスの使用者)	・託送供給義務や最終保障措置を講ずることで、全ての国民がガスの安定供給を受けられる環境が整備される。 ・業務改善命令や罰則により実効性を担保することができる。	・託送供給義務や最終保障措置について定めたガイドラインに従った対応を一般ガス導管事業者が行う場合には、安定供給の確保が図られる。ただし、改正案②と比較すると、ガイドラインに従わない場合には不十分となるおそれがある。
行政機関	・経済産業大臣が、一般ガス導管事業者に対し、ガスの使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、その一般ガス導管事業者の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる制度を整備することにより、より確実にガスの使用者の利益や公共の利益の確保が可能となる。	・特に発生する便益は想定されない。
(5) 特定ガス導管事業の届出制度の創設及び特定ガス導管事業者に対する行為規制に関する措置(⑥)		
	改正案: 特定ガス導管事業の届出制度を創設し、特定ガス導管事業者に対して行為規制を課す場合	代替案: 特定ガス導管事業の届出制度を設けず、政府がガイドラインを定めた上で、その遵守を特定ガス導管事業者に求める場合
特定ガス導管事業者	・届出を行い、経済産業大臣の変更・中止命令を受けなかったことにより、一定の適格性を有する事業者であることが需要家に認知され、営業上のメリットとなると考えられる。 ・公益特権を受けられることができる。	・改正案と比較すると、任意であるため、特定ガス導管事業者にとっての経済合理性を優先することが可能。

その他のガス事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・託送供給義務が課される特定ガス導管事業者がその義務を適切に履行することにより、ガス導管網を利用する他のガス事業者にとって、特定ガス導管事業者が持つ設備を活用できる環境が整備される。 ・業務改善命令や罰則により実効性を担保することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・託送供給義務等について定めたガイドラインに従った対応を特定ガス導管事業者が行う場合には、特定ガス導管事業者が持つ設備を活用できる環境が整備される。ただし、改正案と比較すると、ガイドラインに従わない場合には不十分となるおそれがある。
国民(ガスの使用者)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定ガス導管事業を届出制にし、経済産業大臣がその届出内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる環境を整備することにより、ガス導管設備に係る二重投資及び過剰投資を防止することが可能であり、ガス料金負担の抑制によりガスの使用者に利益が生じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・導管の設置基準等をガイドラインで示すことにより、二重投資及び過剰投資を一定程度防止することが可能になることにより、使用者の利益が一定程度確保されることが考えられる。ただし、改正案と比較すると、ガイドラインに従わない場合には不十分となるおそれがある。
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ・経済産業大臣が、特定ガス導管事業者に対し、ガスの使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、その特定ガス導管事業者の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる制度を整備することにより、より確実にガスの使用者の利益や公共の利益の確保が可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に発生する便益は想定されない。
(6)ガス製造事業の届出制度の創設及びガス製造事業者に対する行為規制に関する措置(⑦)		
	改正案:ガス製造事業の届出制を創設し、ガス製造事業者に対して行為規制を課す場合	代替案:ガス製造事業の届出制を設けず、政府がガイドラインを定めた上、その遵守をガス製造事業者に求める場合
ガス製造事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・届出を行うことで、適格性を有する事業者であることが需要家に認知され、営業上のメリットとなると考えられる。 ・公益特権を受けることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正案と比較すると、任意であるため、ガス製造事業者にとっての経済合理性を優先することが可能。
その他の電気事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・受託製造義務を課すことにより、ガス製造設備を利用する他のガス事業者にとって、ガス製造事業者が持つ設備を活用できる環境が整備される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・導管の設置基準等をガイドラインで示すことにより、受託製造義務を課すことにより、ガス製造設備を利用する他のガス事業者にとって、ガス製造事業者が持つ設備を活用できる環境が整備される。ただし、改正案と比較すると、ガイドラインに従わない場合には不十分となるおそれがある。
国民(電気の使用者)	<ul style="list-style-type: none"> ・供給計画の策定等を義務付けることにより、経済産業大臣が我が国における供給力を適切に把握することが可能となる。 ・また、ガス製造事業者に対して、受託製造約款による受託製造義務を課すことにより、ガス製造事業者がもつ製造能力を、他のガス事業者が活用できる環境が整備され、ガス市場における競争が活性化することで、結果的に、ガス料金の上昇を抑制する効果が期待される等の便益が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・供給計画の策定等について定めたガイドラインが示されることによって、ガス事業者が持つ供給力を活用できる環境が整備され、ガスの使用者の利益が一定程度確保されることが考えられる。ただし、改正案と比較すると、ガイドラインに従わない場合には不十分となるおそれがある。
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ・経済産業大臣が、ガス製造事業者に対し、ガスの使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、そのガス製造事業者の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる制度や、受託製造約款による受託製造を命令できる制度の整備により、より確実にガスの使用者の利益や公共の利益の確保が可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に発生する便益は想定されない。
(7)一般ガス導管事業者に対する兼業規制の創設(⑧)一般ガス導管事業者に対する行為規制の創設(⑨)		
	改正案:一般ガス導管事業者に対して、法的分離措置を講ずるとともに、取締役等の兼職規制等の新たな行為規制を課す場合	代替案:一般ガス導管事業者に対して、法的分離措置を求めず、会計分離による中立性確保措置を講ずるとともに、差別的取扱いの禁止等の行為規制の監視を強化する場合
一般ガス導管事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・特に発生する便益は想定されない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に発生する便益は想定されない。
その他のガス事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・一般ガス導管事業者に対し、法的分離措置及び各種行為規制を課すことにより、導管業務の運営における中立性をより一層確保することができるため、他の電気事業者が円滑にガス導管網を利用できるといった便益が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会計分離措置及び行為規制の厳格な運用により、導管業務の運営における中立性確保が確保される場合には、他のガス事業者が円滑に送配電網を利用できるといった便益が想定される。 ・他方、改正案に比べれば中立性確保が不十分となると想定されるため、便益も改正案に比べて小さくなるものと考えられる。
国民(ガスの使用者)	<ul style="list-style-type: none"> ・一般ガス導管事業者に対し、法的分離措置及び各種の新たな行為規制を課すことにより、導管業務の運営における中立性をより一層確保することができるため、これにより、多様なガス小売事業者やガス製造事業者の参入がより一層促進され、ガス市場における競争が活性化することで、結果的に、ガス料金の上昇を抑制する効果が期待される等の便益が想定される 	<ul style="list-style-type: none"> ・会計分離措置及び行為規制の厳格な運用により、導管業務の運営における中立性確保が確保される場合には、ガス小売事業者やガス製造事業者の参入が促進され、競争が活性化することで、結果的に、ガス料金の上昇を抑制する効果が期待される等の便益が想定される。 ・他方、改正案に比べれば中立性確保が不十分となると想定されるため、便益も改正案に比べて小さくなるものと考えられる。
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ・法的分離措置により、一般ガス導管事業者と他のガス事業者との取引が全て会社間取引となるため、代替案と比較すると、行為規制の遵守状況の確認が容易になると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に発生する便益は想定されない。
(8)事業類型の見直しに伴う消費機器保安に係る業務(⑩)		
	改正案:ガス小売事業者等に消費機器に係る保安業務を義務付け、その実施内容を定めた保安業務規程の届出制度を新たに設ける場合	代替案:保安業務規程の届出制度を設けず、政府がガイドラインを定めた上で、その遵守をガス小売事業者等に求める場合
ガス小売事業者等(ガス小売事業者又は最終保障供給を行う一般ガス導管事業者)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費機器に係る保安業務について、これまでガス事業者はガスを販売する立場から、①安全型機器への取り替えの促進等を通じて保安の維持・向上に努めてきた、②ガスを販売する上で消費機器を把握し料金メニューを設定することが一般的であるため、ガス小売事業者等が担うことにより効果的な実施が期待できる便益がある。これに伴い、需要家の安全性に対する懸念が低減し、営業上のメリットも生じる。 ・保安業務規程の作成を義務付け、具体的には消費機器の周知・調査等を行う実施方法、従業員への保安教育、当該業務に係るガス事業者間の連携協力(調査結果の通知方法、緊急時連絡等)といった内容を記載させることで、各事業者の実態に沿ったかたちで、保安業務の確実な実施を担保する便益がある。 ・さらに、規程の届出を行い、経済産業大臣の変更・中止命令を受けなかったことにより、一定の適格性を有する事業者であることが需要家に認知され、営業上のメリットとなると考えられる。 ・託送供給事業者の緊急時対応について、その適切な実施が担保されることとなり、安定的なガス事業の実施が可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費機器に係る保安業務について左に同じ。 ・改正案と比較すると、ガイドラインは任意であるため、保安の確保よりも、ガス小売事業者等にとっての経済合理性を優先する選択が可能。
託送供給事業者(一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対応の実施は、24時間体制での連絡受付や、現場に急行する出動班の整備など、高度な専門性が求められるとともに、規模の経済性を有する。そのため、導管網を維持・運用する託送供給事業者が、上流のガス工作物と一体的に実施することは、効率的かつ保安上有効である。これに伴い、需要家の安全性に対する懸念が低減し、ガス利用を促進するメリットも生じる。 ・保安業務規程の作成を義務付け、具体的には消費機器の緊急時対応の実施方法、当該業務に係るガス事業者間の連携協力(緊急時連絡、役割分担等)といった内容を記載させることで、各事業者の実態に沿ったかたちで、保安業務の確実な実施を担保する便益がある。 ・さらに、規程の届出を行い、経済産業大臣の変更・中止命令を受けなかったことにより、一定の適格性を有する事業者であることが需要家に認知され、営業上のメリットとなると考えられる。 ・ガス小売事業者等の保安業務について、その適切な実施が担保されることとなり、緊急時対応の確実な実施が可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費機器に係る緊急時対応について左に同じ。 ・改正案と比較すると、ガイドラインは任意であるため、保安の確保よりも、託送供給事業者にとっての経済合理性を優先する選択が可能。
国民(ガスの使用者)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費機器に係る保安業務の適切な実施が確保されることにより、ガスの公共の安全の維持及び災害の発生防止につながり、安定的なガスの供給を受けられるという便益がある。 ・また、保安における事業者の信頼性が確保されることで、需要家が安心して新規参入者を選択することが可能となり、ガス料金やサービス面での競争のもと、需要家選択肢が拡大する。 ・加えて、保安規制を遵守するための費用や、事故からの復旧費用は、最終的にはガス料金等となって、ガスの使用者の負担するところとなる。そのため、効率的かつ有効な保安業務の実施により、当該費用が低減し、ガス料金の低廉化につながる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保安業務の実施について定めたガイドラインが示されることによって、ガス小売事業者等や託送供給事業者の保安実施のルールが整備され、ガスの使用者の利益が一定程度確保されることが考えられる。ただし、改正案と比較すると、ガイドラインに従わない場合には不十分となるおそれがある。

行政機関	・保安業務の実施について、各事業者の実態に即した合理的な手法を尊重しながら、仮に問題がある場合にはこれを是正することが可能となる。	・特に発生する便益は想定されない。
(9) 熱供給事業の登録制度の創設及び熱供給事業者に対する行為規制に関する措置 (12)		
登録制度関係		
	改正案①: 熱供給事業の登録制度を創設する場合	代替案①: 熱供給事業の届出制度を創設する場合
熱供給事業者	・登録を受けることで、適格性を有する事業者であることが需要家に認知され、営業上のメリットとなると考えられる。	・届出を行っていることで、一定の公的位置付けを得ている事業者であることが需要家に認知され、営業上のメリットとなると考えられるが、改正案①と比較するとその程度は小さいと考えられる。
国民(熱供給を受ける者)	・熱供給事業を登録制とすることにより、登録取消を行い得るため、事業者の適格性を確保することが可能となる。これにより、熱供給を受ける者が適正な事業者から安定的に熱供給を受けられる等の便益が想定される。	・熱供給事業を届出制とすることにより、事業者の適格性を一定程度確保することが可能となるが、届出制の場合、不適格な事業者を退出させることが困難なため、改正案①と比較すると、熱供給を受ける者の便益が小さくなる可能性がある。
行政機関	・特に発生する便益は想定されない。	・特に発生する便益は想定されない。
行為規制関係		
	改正案②: 熱供給事業に対して行為規制を課す場合	代替案②: 熱供給事業に関する、ガイドラインを政府が定めた上で、その遵守を熱供給事業者に求める場合
熱供給事業者	・特に発生する便益は想定されない。	・改正案②と比較すると、任意であるため、熱供給事業者にとっての経済合理性を優先することが可能。
国民(熱供給を受ける者)	・説明義務や需要家からの苦情及び問い合わせを適切に処理する義務を課すことで、熱供給事業者と需要家間のトラブル発生を回避する効果が期待される。 ・供給力確保義務を課すことにより、熱供給を受ける者である国民が安定的に熱供給を受けることができる環境が整備される。 ・業務改善命令や罰則により実効性を担保することができる。	・定められたガイドラインに従った説明、苦情処理、供給力確保等の対応を熱供給事業者が行う場合には、熱供給を受ける者である国民が安定的に熱供給を受けることができる環境が整備される。ただし、改正案②と比較すると、ガイドラインに従わない熱供給事業者が存在する場合、熱供給を受ける者の利益を損ねるおそれがある。
行政機関	・熱供給事業者に対して説明や苦情処理に関する行為規制を課すことにより、熱供給を受ける者から行政機関への苦情申し立てが減少することが想定される。 ・経済産業大臣が熱供給事業者に対し、熱供給を受ける者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、その熱供給事業の運営に必要な措置をとることを命ずることができる制度を整備することにより、より確実に熱供給を受ける者の利益や公共の利益の確保が可能となる。	・熱供給事業者に対して説明や苦情処理に関するガイドラインの遵守を促すことにより、熱供給を受ける者から行政機関への苦情申し立てが減少することが想定されるが、任意で遵守を求めるものであるため、改正案②と比較すると効果は限定的である可能性がある。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	規制の内容①～⑫の改正案と代替案について、費用便益分析(⑩は代替案がないため、改正案に係る費用便益分析)を行ったところ、改正案の方が代替案よりも適切(⑩については、改正案による措置は妥当)であると考えられる。例として、ここでは①及び②の分析結果を記載する。(その他の分析結果については、本文を参照)	
	<p>①一般送配電事業者に対する兼業規制の創設 ②一般送配電事業者に対する取締役等の兼業制限等の行為規制の創設</p> <p>今般の見直しは、送配電等業務の運営における中立性の一層の確保を図るため、一般送配電事業者に対する規制を見直すものである。費用面については、改正案(法的分離措置を実施し、兼業制限等の行為規制を課す)は一般送配電事業者に分社化の手続きコストの負担が生じる一方、代替案(会計分離措置を存置し、差別的取扱いの禁止等の現行の行為規制を厳格に監視する)においては、一貫体制が維持されることによる行政による監視コストの増大が想定されるため、いずれの案においても一定程度の費用負担が生じることが想定される。</p> <p>一方、便益面については、改正案では、法的分離措置とそれとともに講じることが必要な行為規制を措置することにより、送配電等業務の運営における中立性がより一層確保されるため、これにより新規参入者の円滑な送配電網の利用や、競争の活性化による電気料金の抑制等の便益が想定されることである。他方、代替案の会計分離措置と行為規制による送配電等業務の運営における中立性の確保については、現行の送配電網の利用者からも、当該措置による中立性確保に疑義が示されているところであり、一定の便益は得られるものの確実性が低く、改正案に比べて便益は限定的と考えられる。</p> <p>したがって、政策目的を実現する上で、法的分離措置及び各種行為規制を講じる今回の措置は妥当なものであると考えられる。</p>	
有識者の見解その他関連事項	<p>・送配電等業務の運営における中立性の一層の確保のための一般送配電事業者に対する法的分離措置等の実施については、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において議論され、平成26年2月にとりまとめられた電力システム改革専門委員会報告書において、法的分離措置の実施を前提に作業を進めることが示されたところである。その後、電力システム改革小委員会制度設計WGにおいて、法的分離とともに措置すべき行為規制の詳細についても議論され、その方向性について了承が得られた。</p> <p>・定期事業者検査制度の対象拡大については、平成26年11月17日及び平成26年12月22日開催の産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会(第7回・第8回)で審議され、法定義務化が妥当であるとして了承された。</p> <p>・ガスの小売業への参入の全面自由化及びその実施に伴うガス小売事業の登録制度の創設等のガス事業類型の見直しについては、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会ガスシステム改革小委員会において平成25年11月から平成27年1月にかけて議論され、同月とりまとめられたガスシステム改革小委員会報告書において、その方向性が示されたところである。また、導管業務の運営における中立性の一層の確保のための一般ガス導管事業者に対する法的分離措置の実施についても、同委員会において議論され、法的分離を実施することを前提とするべきとの意見が委員の大半から示されている。また、熱供給事業における許可制による参入規制及び料金その他の供給条件に係る認可制の撤廃と、それに伴う、熱供給事業における登録制度の創設については、同報告書において、上記の方向性が示された。</p> <p>・ガス工作物の所有者又は占有者の責務及び事業類型の見直しに伴う消費機器保安に係る業務に伴う所要の措置については、平成26年12月10日開催の第9回産業構造審議会保安分科会ガス安全小委員会にて審議され、了承された。</p>	
<p>レビューを行う時期又は条件: 今後、電気事業に係る制度の抜本的な改革を段階的に進めていく際、平成26年改正法(第2段階法)の施行前、今般の改正法(第3段階法)の施行前、さらに今般の改正法の施行後5年内のそれぞれにおいて今般の改正に係る規定等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。 また、ガス事業に係る制度の抜本的な改革を段階的に進めていく際、今般の改正法案の第5条の規定(小売部門の完全自由化等)の施行後及び、第6条の規定(導管部門の法的分離措置等)の施行後のそれぞれにおいて今般の改正に係る規定等について検討を加え必要があると認めるときは、今般の改正に係る規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。 熱供給事業についても、今般の改正法案の第5条の規定(小売部門の完全自由化等)の施行後、今般の改正に係る規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。</p>		
備考		